

第 52 号

尖閣諸島等の領土の実行支配を推進するための法整備を 求める意見書提出の件

- 1 我が国の領土を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること
- 2 我が国の領土、排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること

自民党県議団の採決…賛成

平成 22 年 9 月、日本の領土である尖閣諸島沖で違法操業中の中国籍の不審船が、停止命令を発したパトロール中の日本の巡視船に衝突、逃走するという事件が発生した。海上保安庁は漁船船長を公務執行妨害で逮捕しながらも、中国政府の抗議声明を受けて、後に処分保留で釈放したことから、政府の毅然としない対応への批判とともに、領土問題にかつてない国民の関心が集まることとなりました。

このような領域侵犯について、国連海洋法条約では、「沿岸国が無害でない運航を防止するため自国の領海内で必要な措置を取ることができる」と規定しているにも関わらず、日本の領海や排他的経済水域を守るための国内法が未整備であることに問題がある。

海上保安官に離島上での逮捕権を与える改正海上保安庁法が施行され、海保の警察権が、海上から離島の陸上にも拡大したことで、不法上陸者への迅速な対応が可能となるなど、領域警備の法的整備に一定の前進が見られる。しかしながら、海上保安庁の権限は明らかな不法行為の取り締まりに限定されており、また、広大な海洋面積と比較してその予算と人員があまりに僅かであることから、十分な法整備がなされたとは言い難い。

一方、海上自衛隊の出動は、現行法では、明らかな武力攻撃があるなど、海保で対応不能な場合のみに限定されている。日本は有数の海洋国家であり、広大な領海・領域を保全する体制を整えるため、海上自衛隊が領海警備を行うことを可能とする「領海警備法」の制定が求められる。

さらに、請願の求める国による重要無人島の収用措置を含めた新法の制定についても、日本の領有権の不安定化を防ぎ、領土保全に寄与するものとする。

以上のことから、請願の趣旨に賛同し、「採択」を主張しました。